大川市福祉会定款細則

○制　定（平成２１年３月２１日）
○第１回一部改正（平成２５年３月２８日理事会）
○第２回一部改正（平成２９年３月２８日理事会）
○第３回一部改正（令和６年６月７日理事会）

社会福祉法人

大　川　市　福　祉　会

社会福祉法人　大川市福祉会　定款細則

（目的）

第１条　この細則は、社会福祉法人大川市福祉会（以下「法人」という。）が定める定款（以下「定款」という。）第４３条の規定に基づき、法人の運営管理及び業務の細部について、必要な事項を定めるものとする。

（業務の決定と職務権限）

第２条　定款第２４条第１項第１号に定める理事会で決定すべき法人の業務執行の決定事項は、別表１のとおりとする。

２　定款第２４条ただし書きの規定による理事長が専決できる事項は、別表２の通りとする。

３　理事長は前項の専決事項の内一部を本部長及び理事長が定める職員に専決させることが出来る。

４　理事会が成立しないとき、又は理事長が理事会を招集する暇がないと認めるときは、理事長は、第１項に規定する理事会の決定事項についてこれを専決処分することが出来る。この場合、理事長は、次の理事会においてこれを報告しなければならない。

（理事会及び評議員会の招集）

第３条　理事長は、理事会及び評議員会を招集しようとするときは、開催日の少なくとも１週間前までに、開催の日時、場所及び付議事項を理事会にあっては理事及び監事に評議員にあっては評議員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

（資料の提出）

第４条　理事長は、理事会及び評議員会において議事の審議に必要な資料等を整備作成し、１週間前までにこれを提出するものとする。

（出席の有無）

第５条　理事及び評議員は、会議の招集の通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ理事長に届け出なければならない。

（開会及び閉会）

第６条　理事会及び評議員会の開会及び閉会は、議長が宣言する。

（表決の方法）

第７条　理事会及び評議員会における表決の方法は、挙手による。

２　議長は、理事又は、評議員に異議がないと認めたときは、これを確認し、表決の手続きをとらないで可決したものとして、その旨を宣言することができる。

（議事録等）

第８条　理事会及び評議員会の議事録には、会議終了後速やかに議長が作成するものとする。

２　議長は、議事録の正確性を期するため適当と認める職員に議事の経過及び結果を記録させる

ことができる。
３　議事録は、袋閉じをして提出議案書及び報告案件と一緒に保存する。
４　作成した議事録は、理事長が常に閲覧できるよう保管するものとする。

（監事の監査）
第９条　定款第１８条の規定に基づく監事の監査実施計画及び実施要領の細目については、両監事が協議の上決定するものとする。
２　監事は監査にあたっては、理事会議事録及び事業計画を審査し、事業の実施状況の適正性を確認するとともに事業報告書原案を精査し、あわせて経理諸帳簿と証憑書類を照合し、法人の活動結果が適正に表示されていることを確認するものとする。

（事業計画及び予算執行の特例）
第１０条　特別の事情が生じ、年度開始前に、新しい年度の事業計画及び予算が議決されなかったときは、これが議決されるまでの間、理事長は、前年度に準じて事業及び予算を執行することができる。ただし、このことについては、次に理事会及び評議員会にその状況を報告しなければならない。

（改正）
第１１条　本細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附　則
１　この細則は、平成２１年３月２７日から施行する。
２　社会福祉法人大川市福祉会事務決済規定（平成１７年４月１日施行）は廃止する。

附　則
この細則は、平成２５年６月１日から施行する。

附　則
この細則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則
この細則は、令和６年６月７日から施行し、令和４年１２月２１日から適用する。

別表１　（第２条関係）

理事会で決定すべき法人の業務執行事項

１）予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告に関する事項
２）予算外の新たな業務の負担、又は権利の放棄に関する事項
３）定款の変更に関する事項
４）合併に関する事項
５）解散に関する事項並びに解散した場合の残余財産の帰属者の選定に関する事項
６）社会福祉事業に係る許認可、寄附金の募集その他の所轄庁等の許可を受ける事項
７）定款細則、経理規程等社会福祉法人の運営に関する規程（施設の事業運営に関する規程等を除く。）等の制定及び変更
８）施設長の任免その他重要な人事に関する事項
９）金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約に関する事項
１０）役員及び評議員の報酬に関する事項
１１）評議員候補者の決定
１２）役員候補者の決定に関する事項
１３）社会福祉充実計画の作成、変更及び廃止に関すること
１４）従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
１５）その他、法人の業務に関する重要事項

別表２（第２条関係）

理事長専決事項

【一般・人事に関する業務】

業　　務	
1	「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
2	職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
3	債権の免除・効力の変更のうち、当該法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるものに関すること。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること
4	設備資金の借入に関する契約であって予算の範囲内のもの
5	建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの ア　日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入 イ　施設整備の保守管理、物品の修理等 ウ　緊急を要する物品の購入等
6	基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
7	損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄に関すること。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
8	予算の流用・予備費の支出
9	入所者・利用者の日常の処遇に関すること
１０	入所者・利用者の預り金の日常の管理に関すること
１１	寄付金の受入れに関する決定（法人運営に重大な影響があるもの及び寄附金の募集に関することを除く。）
１２	官公庁に対する届出に関すること
１３	理事会の招集及び議案の提出に関すること
１４	規程、規則等の制定・改廃の調整及び施設の事業運営に関する規程等の制定・改廃に関すること。
１５	職員の配置に関すること
１６	職員の休暇・欠勤、職務免除等に関すること
１７	時間外勤務命令及び旅行命令に関するすること
１８	職員の研修に関すること
１９	職員の表彰、制裁、解雇に関すること
２０	職員の人事記録及び身分証明に関すること
２１	自動車の運行管理に関すること
２２	金融機関を指定すること
２３	公示・広告に関すること
２４	諸証明に関すること

２５	職員給与の支給に関すること。
２６	利用者及び職員の被服貸与に関すること。
２７	職員の健康診断に関すること。
２８	役員及び本部長の旅行命令に関すること。
２９	行政官庁からの紹介に関すること。（定例又は軽微な事項は除く。）
３０	その他法人の日常業務で重要と認められる事項

【法人収入に関すること】

業　務	
1	支援費・運営費等の収入に関すること
2	過誤納金の充当又は還付に関すること
3	繰越金及び繰入金の収入に関すること
4	受贈の承認・寄附金にかんすること
5	その他の収入に関すること

【法人支出に関すること】

業　務		理事長
1	固定資産の購入及び売却又は廃棄に関すること	２５０万円まで
2	請負契約又は委託契約に関すること	２５０万円まで
3	補助金、助成金の決定、承認等	５０万円未満
4	報酬、給与、旅費、賃金、日用品等定期的支出に関すること	○
5	分担金、負担金等に関すること	○
6	緊急を要する物品等の購入	○
7	その他の支出に関すること	１００万円まで

注１　理事長の専決事項については執行後、直近に開催される理事会に必ず報告するものとする。

注２　本表の決定事項と諸規定が競合する場合は、本表による決定事項が優先するものとする。

注３　法人収入及び支出に関する事案の内、法人運営に重大な影響があるものを除く。